

【土地を取得する場合】

仮住居補償金調査算定書							((1. 又は2.) + 3.)	
							¥-	
建物番号	住所又は所在地			氏名又は名称				
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	移転工法	補償期間	現在家賃 (月額)					
[仮住居等面積] (㎡)	住居面積 (㎡)	居住者数	特記事項					
1. 賃借により仮住居等を確保する場合							( ) ¥-	
標準家賃	① 標準家賃単価 (月額)	② 仮住居等面積	①×②	③ (①×②)の査定額 標準家賃 (月額)	④当該地域において通常返還されない一時金 (円)	⑤当該地域において通常返還される一時金 (円)	摘要	
仮住居の権利金等の一時金相当額 (A)	返還されない一時金	③ 標準家賃 (月額)	⑥ (④/③) 補償月数	③×⑥			補償額	
	返還される一時金	③ 標準家賃 (月額)	⑦ (⑤/③) 補償月数	運用益損失率	⑧ (1+r) <sup>n</sup> -1 / (1+r) <sup>n</sup> r : 年利率	仮住居補償期間 (月)	③×⑦×⑧ 補償額	
家賃 (B)	自家自用 ・配偶者居住権を有する者		③ 標準家賃 (月額)	⑨ 仮住居補償期間 (月)	③×⑨			補償額
	借家・借間		③ 標準家賃 (月額)	⑩ 現在家賃 (月額)	⑪ (③-⑩) 家賃差額	⑨ 仮住居補償期間 (月)	⑪×⑨	補償額
2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合								
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 現在家賃 (月額) × 仮住居補償期間 (月)	①+②-③-④			補償額	
3. 消費税等相当額								
消費税等課税対象額				×	税率	=		

- ※1 標準家賃 (月額) が 10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。
- ※2 ⑧のnは、⑧の「仮住居補償期間」÷12である。
- ※3 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。